

(船員労働統計調査)

審 査 メ モ

1 今回申請された変更について

船員労働統計調査（以下「本調査」という。）については、令和3年（2021年）調査から、「報告を求める事項（以下「調査事項」という。）」等について、以下のとおり変更する計画である。

(1) 調査事項の変更

- 指定船舶（第1号調査）において把握している「6月に支払われた特別な報酬（賞与等）」について、「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」に変更する。

(審査状況)

ア 本調査は、表1のとおり、指定船舶^(注)（第1号調査）、漁船（第2号調査）、引船、はしけ及び官公署船（以下「特殊船」という。）（第3号調査）の3種類の区分の調査を実施している。

(注) 漁船と特殊船以外の船舶のうち、国土交通大臣が指定する船舶

表1 船員労働統計調査の調査体系（現行計画）

区分	調査対象の範囲（属性）	報告者の数	報告者の選定方法	調査事項
指定船舶 （第1号調査）	指定船舶	約400隻	層化無作為抽出 （母集団の大きさは：約3,800隻）	報告者に関する事項、船舶に関する事項（総トン数、稼働日数、用途等）、船員に関する事項（職種ごとの船員数、年齢、性別、外国人か否か、経験年数、年間総労働時間、年間取得休日数、月間総労働時間、報酬等）
漁船 （第2号調査）	漁船	約1,000隻	全数	報告者に関する事項、漁船に関する事項、従業状態、船ごとの報酬額に関する事項、船員に関する事項（人員、女性・外国人船員の人数、船員ごとの給与または最低保障額等）
特殊船 （第3号調査）	特殊船	約530事業所	全数	報告者に関する事項、特殊船に関する事項、船員に関する事項（職種別人数、稼働日数、報酬等）

イ 本調査のうち、指定船舶（第1号調査）では、船員が受け取る報酬の一つとして、「6月に支払われた特別な報酬（賞与等）」を調査事項として設定しているが、令和元年度に実施した「船員労働統計予備調査」の結果、当該月単月では全てを捕捉しきれていないことが明らかになったことから、表2のとおり、調査事項を変更する計画である。

表2 調査事項の変更内容

現行計画	変更案
6月に支払われた特別な報酬（賞与等）	昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬

ウ これについては、船員に支払われる報酬を正確に把握する観点から、おおむね適当と考えるが、調査事項の変更による結果の利活用への影響等を確認する必要がある。

(論点)

- a 「6月に支払われた特別な報酬（賞与等）」を「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」に変更することで、結果の利活用にどのような影響があるのか。
- b 予備調査の結果では、どのようなことを確認できたのか。現行の調査事項では何が問題なのか。
- c 漁船（第2号調査）及び特殊船（第3号調査）についても、指定船舶（第1号調査）と同様、特別に支払われた報酬の調査事項を変更する必要はないか。
- d 今回変更する調査項目以外の調査項目について、業務報告等の行政記録情報を活用した削減等の余地はないか。

(2) 集計事項の変更

(審査状況)

上記(1)の調査事項の変更に伴い、集計事項を変更する計画である。

これについては、調査事項の変更を反映したものであり、おおむね適当と考えるが、具体的な集計事項の変更内容について確認する必要がある。

(論点)

- a 今回の調査事項の変更に伴い、集計事項をどのように変更するのか。

2 公的統計の整備に関する基本的な計画等の課題の検討状況

(審査状況)

ア 本調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、表3のとおり、課題が整理されている。

表3 基本計画における課題

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備	◎ 船員労働統計調査（第一号調査）について、平成30年度（2018年度）調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、 <u>事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する。</u>	国土交通省	令和2年度（2020年度）までに結論を得る。
	◎ 船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、 <u>基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開始する。</u> また、この結論を得るまでの間も、 <u>①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善を実施する。</u>		基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討は、令和2年度（2020年度）までに結論を得る。この結論を得るまでの間も現行調査の改善を順次実施する。

イ 今回の変更計画を審議するに当たり、基本計画で整理された課題の検討状況を確認するとともに、更なる改善を図る余地がないかについても確認する必要がある。

(論点)

- a 近年の船員の労働市場にどのような構造的変化があったか。また、これらを踏まえ、本調査における統計利活用ニーズについて、どのような変化があったか。
- b 上記 a を踏まえ、現時点において本調査を引き続き基幹統計調査とすべきと考えるか。（例えば、一般統計調査化又は業務統計化を行う等、本調査の在り方を見直す余地はないか。）
- c 上記 a を踏まえ、賃金構造基本統計調査（厚生労働省所管の基幹統計調査）など、本調査と類似の賃金統計調査との統合等について検討を行っているか。
- d 他の賃金統計との比較を可能とする観点から、「企業規模」及び「勤続年数」等についての調査事項を追加する必要はないか。

- e 上記 a を踏まえ、集計事項を充実させる必要はないか。
- f 本調査における調査対象の範囲について
 - (a) 増加している派遣船員について、船員全体に占める割合はどの程度か。また、派遣船員の報酬額や労働時間等について、行政記録情報等で把握することは可能なのか。
 - (b) (a) を踏まえ、船員労働者全体の労働実態を明らかにする観点から、調査対象の範囲等の変更をする必要はないか。
- g 指定船舶（第 1 号調査）の標本設計について
 - (a) 平成29年 1 月に実施した「統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等一斉点検」の結果を踏まえ、層区分の統合等を行い、平成30年度調査から適用した現行の標本設計について、どのような改善効果があったか。
 - (b) 基本計画に記載された「事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する。」旨の課題について、検討状況はどのようになっているか。
- h 漁船（第 2 号調査）及び特殊船（第 3 号調査）について
 - (a) 現行計画では全数調査として実施しているが、報告者負担の軽減の観点から、標本調査へ移行することについて検討したか。また、検討した結果、引き続き全数調査で実施する場合、報告者負担の軽減策として何か検討しているのか。
 - (b) 上記 (a) 以外の点でも、調査計画の更なる見直しの余地はないか。

以上